

第2回射水市政治倫理条例検討委員会 会議概要

1 開催日時

平成25年12月2日(月)午後4時から午後5時20分まで

2 開催場所

射水市役所小杉庁舎4階 402会議室

3 出席者

委員 樋口委員長、鈴木委員、山本委員

事務局 行政管理部総務課 村上部長、稲垣次長、
島木課長、久々江課長補佐、白川主任

4 欠席者

なし

5 議事

(1) 射水市長等政治倫理条例【素案】について

6 会議資料

- ・ 射水市長等政治倫理条例策定に係る検討事項について
- ・ 射水市長等政治倫理条例【素案】
【参考資料】・ 他市における政治倫理条例条文
・ 射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則

7 会議記録

〔条例の対象者について〕

- ・ 教育長を条例の対象者に含めるか否かの判断は、教育長が持つ権限の中に、不正の疑惑を抱かれる事項があるかどうかにかかっている。

契約事項に関する事務については、市長の所管であり、教育長が何らかの意向を示すことはないものとする。

教科書の採択に関する事務については、教科用図書採択協議会の答申に基づき教育委員会で審議されており、教育長の意向のみで決定する余地はないものとする。

教職員の人事に関することについては、教育長の関わりは相当程度あるものと思われるが、教員の採用については、県で実施されているため教育長との関係はないものとする。

教育長が持つ権限の中で、不正の疑惑を抱かれる可能性が今後も全くないかと言われれば、完全に否定できるものではない。引き続き検討課題としたい。

〔政治倫理基準について〕

- ・ 他市の政治倫理条例には、「市職員の採用(等人事)に関し、推薦又は紹介をしない。」という規定が多く見受けられる。市民目線から、不正の温床になり得るという印象を持たれる事項であり、射水市の政治倫理条例にも同様の規定をしておくべきではないか。
- ・ 条例素案の第4条第2号「地位を利用して金品の授受をしない。」とあるが、この金品には寄附も含まれてしまうのか。法令等に基づく正当な寄附については、政治資金の収支報告が公開されているなど透明化が図られており、条文中の「金品」を道義的にどう捉えるかということに関して、恣意的な解釈がされ、要らぬ混乱を招くおそれはないだろうか。

〔政治倫理審査会について〕

<委員の人数、任期及び委嘱について>

- ・ 委員数が5人以内というのは、妥当な数であると思われる。
- ・ 委員の任期が3年というのは、少し長い印象を覚える。審査会の職務の性質上、委員が長期に固定化するのは好ましくないと考えるが、一方で、継続性が必要な要素もある。
- ・ 委員の任期については、議会の同意等を得て委嘱されている他の行政委員等の任期との兼ね合いも考慮する必要がある。
- ・ 他市の委員は、市長からの委嘱のみであるのに対して、現在の素案(暫定運用中の条例も同様)では、議会の同意を得て市長が委嘱することとされている。市長等に向けられた不正の疑惑を審査する委員の委嘱に当たり、議会の同意を得ることにより公平性を保つという観点では、手続き上の方策として一理あるが、他市の委員と同様に市長からの委嘱のみとすることによって、特段の問題が生じるとは考えにくい。

委員の任期及び委嘱については、引き続き検討課題としたい。

<会議の公開・非公開について>

- ・ 他市の審査会は、原則として公開としているところが多く見受けられるが、審査する事項の性質から鑑みて、少し違和感を覚える。政治的対立の場として審査会が利用された場合、公開することにより、審査事項について外部から及ぼされる影響(委員が傍聴人を気にして、公平な意見を言いにくい環境になるなど)が懸念される。原則として、会議は公開すべきという一般論は十分に理解できるところだが、議事録等がしっかり公開される手続きとなっていれば、審査会の会議は原則非公開としてよいのではないか。
- ・ 審査会の会議を原則公開とし、必要に応じて非公開にできる規定にした場合、会議の冒頭で公開又は非公開について協議している間は公開となるため、非公開にすることを決定するまでの経過について、要らぬ混乱を招くおそれはないだろうか。会議を非公開にするまでの手順として、会議前に委員間で公開又は非公開について協議する場を設け、必要と認める場合は非公開とできる運用規定を設けてはどうか。

<審査会の職務について>

- ・ 条例素案の第6条第1項第3号「政治倫理の確立及び向上に関して勧告すること」

とあるが、「勧告」という言葉は、拘束力のある強い権限を持つ印象を受ける。審査会にどの程度の権限を付与するかにもよるが、「建議（意見を申し立てる）」という言葉にするのも1つの方法ではないか。

当該規定の表現については、引き続き検討課題としたい。

〔市民の審査請求権について〕

- ・ 条例素案では「(地方自治)法第18条に定める選挙権を有する者の50分の1以上の連署」とあるが、請求権の基準としては、他市の条例と比較しても妥当と考える。署名の確認については、地方自治法の規定による直接請求の手順を準用するなど、細則等で規定しておく必要と思われる。
- ・ 現在暫定運用している政治倫理条例では50人以上と規定されており、それと比較すると請求基準は高くなってしまいが、射水市役所位置条例の一部を改正する条例の廃止を求める直接請求では、有権者の50分の1を大きく上回る署名(5,649人)を集めており、必ずしも高いハードルとは言えないだろう。
- ・ 選挙により有権者から選ばれた市長の政治倫理違反を問うものであるので、一定程度の請求基準を求めても然るべきではないだろうか。
- ・ 他市の条例では、「疑うに足りる事実を証する資料」を求めているところもあるが、その場合、審査請求段階で「疑いに足りる事実」の適否を判断することが必要となる。有権者の50分の1の連署を求めるのであれば、「これを証する資料」という程度でよいのではないか。求める署名の数と資料の精度とのバランスを鑑みて、条例素案の規定が妥当だろう。